

千代田区雨水流出抑制施設設置に関する指導要綱

策定 平成 6 年 11 月 18 日付 区長決裁
改正 平成 16 年 7 月 30 日 16 千環環発第 78 号
改正 平成 18 年 11 月 1 日 18 千環環発第 120 号

（目的）

第 1 条 この要綱は、総合的な治水対策の一環として、千代田区内にある公共施設及び民間施設に雨水流出抑制施設を設置することにより、降雨による水害の軽減と防止を図るとともに、あわせて都市環境の向上を図ることを目的とする。

（対象施設）

第 2 条 雨水流出抑制施設の設置を要する施設は、国、地方公共団体、公社、公団等が所管する全ての公共施設及び敷地面積が 500㎡を超える大規模な民間施設で、次の各号に掲げるものを対象とする。

- 1 新築・増築又は大規模に改築する施設
- 2 その他、治水対策上設置が必要な施設

（雨水流出抑制施設）

第 3 条 雨水流出抑制施設とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 1 雨水の浸透施設
- 2 雨水の貯留施設
- 3 1. 2 を組み合わせた浸透・貯留施設

（雨水流出抑制施設の設置者）

第 4 条 雨水流出抑制施設の設置者（以下「施設の設置者」という。）とは、第 2 条に規定した対象施設を所管する者又はこれに準ずる者をいう。

（雨水流出抑制施設の設置計画規模）

第 5 条 雨水流出抑制施設の設置計画規模は、次の各号に定める流域対策量に建設敷地面積を乗じて得た量を最小の計画量とする。

なお、各流域は、別添の流域図のとおりとする。

- 1 神田川流域は、敷地面積 1 ha あたり 600 m³
- 2 その他の流域（荒川、隅田川）は、敷地面積 1 ha あたり 500 m³

（計画書の提出）

第 6 条 雨水流出抑制施設の設置に当たっては、設置者は事前にその計画書（別記第 1 号様式）を、千代田区長（以下「区長」という。）に提出するものとする。

（関係機関との協議）

第 7 条 区長は、計画書が提出された際に、必要に応じて排水及び雨水有効利用について、次の部局との事前協議を指導するものとする。

- ① 建築物及び雨水流出抑制施設の排水については、東京都下水道局。
- ② 雨水有効利用については、東京都都市整備局。

（ 完了の届出 ）

第8条 設置者は、雨水流出抑制施設の設置が完了したときは、速やかに区長に完了届（別記第2号様式）を提出するものとする。

（ 維持管理及び安全管理 ）

第9条 施設の設置者は、雨水流出抑制施設の機能保持及びその周辺の安全保持のため、常に良好な維持管理を行うものとする。

- 附 則
1. この要綱は、平成6年12月1日から施行する。
 2. この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
 3. この要綱は、平成18年11月1日から施行する。